平成２２年（フ）第６９０９号
大阪市浪速区下寺３丁目10番15号
債務者　大迫　美幸
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９１６号
大阪府大東市谷川２丁目８番６号
債務者　大森　由美
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１９６号
大阪市大正区三軒家東６丁目１番３号
債務者　小野　優子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５６０号
大阪市平野区加美鞍作２丁目７番20号
債務者　平松　丈治
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５８９号
大阪府枚方市田口山２丁目10番１―704号
債務者　倉田　主税
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６３１号
大阪市東住吉区鷹合１丁目19番６号
債務者　後藤　　武
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６８５号
大阪市東淀川区下新庄４丁目１番35号　第１白鳥マンション202号
債務者　池澤　初枝
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７１５号
大阪市東成区玉津１丁目４番26号　清雅苑10号
債務者　名田　一雄
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７４２号
大阪市西成区玉出西２丁目20番48号　西濃運輸内507号
債務者　三宅　哲也（旧姓二段）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７５２号
大阪市北区本庄西３丁目８番17号　コスミックパレス401号室
債務者　木下　規加
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８７２号
大阪市東淀川区下新庄６丁目９番20―606号
債務者　飛岡　健史
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８７７号
大阪市城東区新喜多２丁目６番12―904号
債務者　清水　貴志
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９４６号
大阪府茨木市竹橋町12番12号
債務者　下村　明弘
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０１４号
大阪市中央区島之内２丁目11番３―202号
債務者　橋本　貴子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０５９号
大阪府寝屋川市堀溝１丁目11番１号
債務者　山田　勝三
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０６０号
大阪府寝屋川市堀溝１丁目11番１号
債務者　山田　妙子（旧姓児玉）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０６１号
大阪府高槻市大蔵司２丁目25番５号
債務者　河合　清住
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部